

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



離婚における慰謝料について

離婚における諸問題の中で、もっとも争いになるものの1つが慰謝料です。今回は、離婚における慰謝料について、ご説明させていただきます。

1 離婚における慰謝料とは

夫婦が離婚に至ってしまう原因は様々ですが、離婚に至る原因の中で、相手方の違法な行為によって精神的苦痛を受けた場合には、慰謝料を請求することができます。

慰謝料が認められるためには、相手方の行為が違法であることが前提となりますので、相手方の行為が違法といえない場合には、慰謝料は認められません。

慰謝料が認められる違法な行為の例は、不倫・浮気や暴力（DV）などです。

性格の不一致や価値観の違いは、離婚の原因としてよく挙げられますが、これだけでは違法な行為とは言えず、慰謝料を請求することはできません。

2 慰謝料の金額はどのようにして決まるか

慰謝料の金額は、精神的苦痛を金銭で評価するものであり、客観的に算出することはなかなか困難です。

そのため、明確な基準というものはありませんが、**慰謝料の金額を算定するうえで考慮される要素としては、①離婚の原因となった違法な行為の責任の程度、②精神的苦痛の程度、③夫婦関係が破綻した経緯といったものが挙げられます。**

3 慰謝料の金額の相場

裁判所で認められる慰謝料は、相場的に100万円から多くても300万円程度です。1000万円以上といった高額な慰謝料が認められたケースはほとんど見られません。

もっとも、上記の相場はあくまでも裁判での基準ですので、協議（話し合い）の中で決めるのであれば、双方が合意していれば、基準はありません。ただし、裁判での相場は、協議の際も目安とされることが多いです。

4 時効にもご注意ください

慰謝料の請求は、3年で時効にかかります。そのため、原則として離婚が成立してから3年を経過してしまうと、慰謝料を請求できなくなってしまいます。

慰謝料が認められるかどうか、いくらくらい請求できるかということについては、まさにケースバイケースです。離婚における慰謝料でお悩みの際には、まずは当事務所にお気軽にご相談ください。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCビル6階

受付時間:午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談